

○山口県警察における緊急事態の初動措置に関する要綱

令和元年12月16日

山口備備第299号

(趣旨)

第1条 この要綱は、迅速かつ的確な初動措置による人命救助、被害の拡大防止等を図るため、緊急事態の発生時における初動措置について必要な基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急事態 大規模な自然災害、事故災害、騒乱、武力攻撃、大規模テロリズム、重大事件等及び社会的反響が大きな事案並びにこれらに発展するおそれがある事案をいう。
- (2) 初動措置 緊急事態の認知後から、被害拡大のおそれなくなるなど、事態が収拾するまでの間に行う、情報収集、負傷者等の捜索及び救助、群衆の整理、事案の拡大防止、関係機関への通報又は連絡等の初期的警察活動をいう。
- (3) 初動主管課 緊急事態に関する情報収集等の初動措置を主管する所属をいう。
- (4) 事件主管課 緊急事態に関する原因究明等の捜査指揮を主管する所属をいう。

(緊急事態の態様と主管課)

第3条 緊急事態の態様並びに初動主管課及び事件主管課は、別表第1のとおりとする。

(緊急事態認知時の措置)

- 第4条 所属長は、緊急事態を認知したときは、直ちに警備部警備課長（以下「警備課長」という。）に報告するものとする。ただし、執務時間外においては、当直長（山口県警察の当直に関する訓令（平成16年山口県警察本部訓令第34号）第7条第1項に規定する当直長をいう。以下同じ。）に報告し、当該報告を受けた当直長は、警備課長に報告するものとする。
- 2 警備課長は、所属長又は当直長から報告を受けたときは、初動主管課長に連絡するものとする。ただし、警備課長が初動主管課長となる場合は、この限りではない。
 - 3 初動主管課長は、前項の報告又は連絡を受けたときは、警察本部長（以下「本部長」という。）及び初動主管部長に報告するとともに、警察庁及び中国四国管区警察局に報告するものとする。
 - 4 所属長は、第1項の報告をするときは、別に定める様式（以下「様式」という。）により行うものとする。ただし、急を要する場合には、口頭、電

話等により報告し、事後速やかに様式を送付するものとする。

5 警備課長は、初動主管課が判明しない場合にあっては、初動主管課が判明するまでの間、初動措置を講ずるものとする。この場合において、警備課長は、本部長及び警備部長に報告するとともに、警察庁及び中国四国管区警察局に報告するものとする。

6 警備課長は、前項の場合において、初動主管課が判明したときは、本部長の指揮を受け、当該事案を初動主管課へ引き継ぐものとする。

(体制の確立)

第5条 本部長は、前条第3項又は第5項の報告を受けたときは、警察本部に山口県警察警備対策本部（以下「警備対策本部」という。）を設置するものとする。

2 警備対策本部の長（以下「警備対策本部長」という。）は、本部長をもって充てる。

3 警備対策本部長は、所要の警察職員を警備対策本部に非常招集するものとする。

4 非常招集及び非常参集については、山口県警察における待機及び非常招集に関する訓令（平成20年山口県警察本部訓令第3号）に定めるところによるものとする。

5 警備対策本部の編成は、別に定める。

(部隊の編成)

第6条 警備対策本部長は、発生が予想される緊急事態に応じ、必要と認められる人員をもって、あらかじめ部隊を編成しておくものとする。

2 編成する部隊は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

(2) 一般部隊

(3) 交通部隊

(4) 情報部隊

(5) 捜査部隊

(6) 生活安全部隊

(7) 地域部隊

(8) 広報部隊

(9) 給養部隊

(10) 装備部隊

(11) 受援連絡部隊

(12) 通信部隊

3 部隊の任務は、別表第2のとおりとする。

(援助の要求)

第7条 警備対策本部長は、緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、速やかに公安委員会に対し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条の規定による援助の要求を要請するものとする。

(報告)

第8条 所属長は、緊急事態の経過について必要と認めるときは、第4条第4項に規定する様式により警備対策本部長に報告しなければならない。

(基礎資料の収集整備)

第9条 所属長は、緊急事態の発生に備え、管内の部隊集結場所及び部隊宿泊場所、危険物・爆発物等の保管場所、多数人が集合する場所等の緊急事態の発生に備えた基礎的な資料を収集し、整備するように努めるものとする。

(警察署の体制)

第10条 警察署における緊急事態の初動措置について必要な事項は、本要綱に準じて警察署長が別に定める。

(その他)

第11条 緊急事態の初動措置に関しこの要綱に規定する事項について、他の規程に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

(山口県警察突発重大事案対策要綱の廃止)

2 山口県警察突発重大事案対策要綱（平成10年6月5日付け山口備備第652号ほか）は、廃止する。

(山口県公安委員会・山口県警察国民保護警備計画（例規通達）の一部改正)

3 山口県公安委員会・山口県警察国民保護警備計画（例規通達）（平成19年3月14日付け山口備備第61号ほか）の一部を次のように改正する。

第2章2の(1)中「山口県警察突発重大事案対策要綱（平成10年6月5日付け山口備備第652号ほか）」を「山口県警察における緊急事態の初動措置に関する要綱（令和元年12月16日付け山口備備第299号）」に改める。

別表第 1

緊急事態の態様及び主管課

緊 急 事 態 の 態 様		主 管 課	
		初動主管課	事件主管課
大規模な自然災害又は事故災害	地震、台風、大雨等の大規模な自然災害	警 備 課	—
	原子力事業所等における放射線物質の大量放出事故		捜査第一課
	旅客機墜落事故又は人家密集地域への航空機墜落事故		
	列車の衝突又は転覆等の事故（踏切事故を除く。）		
	現住する建物における大規模な火災事故		
	石油コンビナート等における大規模な火災爆発事故		
	危険物、ガス、毒劇物、火薬類等の大量流出、爆発事故		
	高速道路における大規模な道路交通事故	交通指導課	交通指導課
	高速道路以外の道路における大規模な道路交通事故		
	旅客船の衝突、転覆等の海上事故	警 備 課	捜査第一課
	船舶又は海洋施設からの大規模な油流出事故		—
	大規模な雑踏事故		捜査第一課
騒乱	内乱等	警 備 課	公 安 課
武力攻撃	武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態	警 備 課	公 安 課
大規模テロリズム	NBC テロその他大量殺傷型テロ事件	警 備 課	公 安 課
重大事件	ハイジャック事件	警 備 課	捜査第一課
	極左暴力集団、右翼等による重大事件	公 安 課	公 安 課
	飛翔体、不審船等による我が国領空・領海への侵犯事案	外 事 課	外 事 課
	武装工作員の我が国領土への侵入事案		
	国内で発生した国際テロ事件		
	国外において発生した日本人を当事者とする国際テロ事件		
	大規模サイバー攻撃事態	公 安 課	公 安 課
その他	我が国周辺諸国からの宇宙飛翔体（弾道ミサイルを含む。）の発射	外 事 課	外 事 課
	我が国に重大な影響を及ぼす諸外国の軍事衝突、内乱、政変等		

	在外日本人の退避や日本への大量避難 民の発生が予想される事態		
	外国要人の我が国への亡命		
	日本国籍の船舶又は航空機に対する銃 撃・妨害行為		
	新型インフルエンザ等の発生若しくは 発生の疑い又は国内での鳥インフルエ ンザ	警 備 課	—

別表第 2

警察本部部隊任務表

部 隊	任 務
指揮支援部隊	○ 部隊活動に必要な情報の収集及び分析 ○ 部隊活動に必要な部隊活動計画の策定 ○ 被災状況、部隊活動の報告及び記録 ○ 関係機関との連携調整
一 般 部 隊	○ 被災者の救出救助及び負傷者の救護 ○ 行方不明者の捜索及び調査 ○ 住民に対する避難指示及び誘導 ○ 被災地域、避難場所、重要施設等の警戒等
交 通 部 隊	○ 避難経路及び緊急交通路の確保 ○ 交通の混乱の防止、交通秩序の確保等
情 報 部 隊	○ 情報収集及び伝達、被害実態の把握等
捜 査 部 隊	○ 死体の検視・死体調査、身元確認、遺族支援、犯罪の捜査等
生活安全部隊	○ 行方不明者の手配等 ○ 遺族対策並びに負傷者が収容されている医療機関、家族との連絡及び接遇 ○ 事態発生に係る各種相談の受理等住民の不安を取り除く活動 ○ 不法事案等の予防及び取締り ○ ボランティアの指導及び連絡調整
地 域 部 隊	○ 被災地での警戒
広 報 部 隊	○ 報道対応及び広報活動
給 養 部 隊	○ 部隊の宿泊、給養等
装 備 部 隊	○ 装備資機材、発動発電機、車両の調達、配置、管理等
受援連絡部隊	○ 特別派遣部隊の受入れ、支援等 ○ 支援対策室及び支援対策部隊の支援
通 信 部 隊	○ 通信機能の確保、通信施設の復旧等